

福祉資金 福祉費⑩ 転宅費・小規模改修費等

〈住居の移転等、給排水設備等に必要な経費〉

1. 貸付対象となる資金使途

- ・ 運送費、住宅の敷金、礼金、前家賃など、転宅に際し必要な経費
- ・ 契約更新に必要な費用
- ・ 日常生活の便宜上、階段の構造の整備、水道・下水・排水路等の整備など小規模な住居等の改修整備費用
- ・ 転居に伴う電気・冷暖房設備などの費用

2. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
500,000 円	3 年以内	原則 2 か月以内 (必要な場合は 6 ヶ月以内 送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない場合は年 1.5%)

3. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	<u>世帯全員</u> の本籍を記載した住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	パートやアルバイトなど非課税所得がある場合、月の所得がわかるもの	直近 3 カ月の給料明細等の写しや通帳の写し(※2)
	手当や年金の金額がわかるもの	各種通知書の写しや通帳の写し
	連帯保証人の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	証明書	・ 転宅費の場合： 業者の見積書、賃貸借契約書等経費の内訳のわかる書類
	かかる経費のわかる見積書等	

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付。